

令和 8 年度
佐伯市総合運動公園遊具広場改修工事
要求水準書

令和 8 年 9 月
大分県佐伯市

「令和 8 年度佐伯市総合運動公園遊具広場改修工事要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）は、佐伯市（以下、「市」という。）が令和 8 年度佐伯市総合運動公園遊具広場改修工事（以下、「工事」という。）について、実施設計、製作及び施工を一括して行う事業者を、別に定める令和 8 年度佐伯市総合運動公園遊具広場改修工事公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）により募集し、事業を実施するために、市が事業者要求する最低の仕様を提示するものである。

実施要領に基づく参加資格要件を有するプロポーザル参加者は、要求水準書の内容を十分に確認し、工事について理解を深め、より具体的な検討を加えた上で提案を行うこと。

1 事業内容等

- (1) 実施設計
- (2) 遊具設置工事（基礎工事含む。）
- (3) 安全施設設置工事（遊び場セーフティサイン、安全マット、安全柵等）
- (4) 休憩施設設置工事
- (5) 園路、階段等設置工事（必要に応じて）
- (6) 遊具設置に伴う造成及び整地等工事（安全領域確保のための土地造成・整地等）
- (7) 遊具資材搬入等に伴う仮設道整備工事（必要に応じて）
- (8) 遊具等設置に伴い支障となる施設（樹木等）の移設・撤去工事（必要に応じて）
- (9) 使用上の注意看板等設置工事

※ 上記のほか、事業のために必要となる工事や調査、手続き費用等を含む。

※ 事業目的の達成に資する独自の提案については、工事見積上限額の範囲内で提案することができ、評価基準書の「独自提案」の項目において評価する。追加して実施可能な提案があれば積極的な追加提案を求める。

2 要求要件

(1) 提案目的物に関する事項

①工事見積上限額

117,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）

- ・補助対象遊具施設費 70,000,000円以上とする。（遊具設置に必要な基礎工事費及び運搬費等諸経費、消費税及び地方消費税を含む）
- ・その他遊具、休憩施設等、造成費等 47,800,000円以内とする。（施設設置に必要な基礎工事費及び運搬費等諸経費、消費税及び地方消費税を含む）

※なお、この金額には実施設計、製品製作、設置工事その他本工事の実施に必要な全ての費用を含むものとする。

②施工場所

佐伯市大字長谷

佐伯市総合運動公園内（佐伯市総合運動公園遊具広場）

③設置予定遊具等

（補助対象遊具）

複合遊具等

（その他遊具、休憩施設等）

複合遊具等

インクルーシブ遊具等

休憩施設等（ベンチ・東屋・安全施設・暑さ対策施設等）

④配慮事項

- ・補助対象遊具の選定については、既設遊具の遊び機能と対比した選定を行うこと。ただし、補助対象遊具について遊具個数は複合遊具を含め1基から8基とし、盛り込む遊び機能はアイテムリスト比較表にて対比すること。（参考資料①及び参考資料①-2）
- ・補助対象遊具及びその他遊具の選定について、インクルーシブ機能を持つ砂場を必ず提案に盛り込むこと。斜面を活用した遊びを最低1つは提案に盛り込むこと。健康器具について、最低1基は提案に盛り込むこと。インクルーシブ機能を有した遊具を最低2基は提案に盛り込むこと。遊具の選定について、アンケート結果（参考資料②）の内、いずれか1基は提案に盛り込むこと。また、本要求水準書3（1）「テーマ」に沿ったものとする。
- ・遊具の配置等については自由提案とするが、遊具設置の際に使用可能範囲内については整地等を行い、遊具広場として利用できる状態にすること。
- ・遊具の材質・塗装は、使用期間が長寿命化するように耐久性が優れたものとする。特に、遊具の主要部材については、木材の使用は控えること。また、炎天下での利用時に熱くなりにくい素材を使用すること。
- ・遊具は維持管理（交換・修理）がしやすい材質・構造とすること。
- ・周辺の景観や地域特性に合った遊具設置・空間づくり（遊具の形状、色調、配置等）に配慮すること。
- ・遊具の基準「都市公園の遊具の安全確保に関する指針（国土交通省最新版）」、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子供が利用する可能性のある健康器具系施設）」（国土交通省最新版）及び「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）」（（一社）日本公園施設業協会）に準拠すること。
- ・（一社）日本公園施設業協会SP及びSPLマーク表示認定企業の製品とすること。
- ・（一社）日本公園施設業協会の公園施設賠償責任保険に加入した製品とすること。

- ・（一社）日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士を有する者が遊具の設置・組立を行うこと。
- ・遊具の対象年齢、遊び方、注意事項などを記載した案内板、安全マット、安全柵等を適切に配置すること。
- ・炎天下での公園利用を考慮し、保護者等も利用できる日陰や東屋を設けるなど、利用者に対して配慮すること。
- ・ランドマークとなるようなデザインを盛り込むこと。
- ・ユニバーサルデザインを踏まえた遊具の設置に配慮すること。
- ・利用者の安全と安心に配慮した、動線と見通しを盛り込んだ配置計画とすること。
- ・参考資料③の図面番号 1 及び 2 に記載している通行路は最低 2 m 幅を確保するものとする。
- ・水道施設周辺に仮置している既設ベンチ等（参考資料③の図面番号 1 に図示）については休憩施設等で再利用が可能であれば使用してよい。

背もたれ付 L 字ベンチ	3 基
縁台 1.2m × 1.2m	4 基
背もたれなしベンチ	6 基
- ・本プロポーザルのために作成した提案であること。

（２）施工に関する事項

①工期

契約締結日の翌日から令和 9 年 7 月 3 0 日（金）まで

②施工計画書

工程計画、施工方法等については、任意様式（※サイズは問わないが A 4 サイズに製本（折りたたむ等）すること。）

③造成

- ・エリア 1 については使用可能範囲拡張のための造成内容を必ず実施すること。ただし、指定した造成範囲外であっても配置計画を検討するに当たり、エリアが不足する場合には、使用可能範囲内であれば造成を認めることとする。（参考資料③）なお、遊具等の配置検討により盛土高さを変えるなどの軽微なものについては変更することができる。
- ・側溝・階段施設等、表面処理・法面処理等については、参考資料③に記載された内容と同等以上となる場合は変更することができる。
- ・エリア 2 については、計画盛土高さを確保し、地形を活用した提案を行うこと。なお、遊具等の配置検討により法面勾配等の軽微なものについては変更することができる。

- ・造成に使用する盛土材については、別途指定する箇所の土砂を使用すること。
(参考資料④)
- ・既設埋設物等については養生による適切な対応を行うこと。各種施設については位置等の情報を施工前に管理者に確認すること。
- ・当該整備区域内に設置されている水道設備、電気設備については、暑さ対策等のため活用しても良いこととする。(参考資料⑤)

④搬入

園内は、車両の通行を想定していない箇所もあるため、搬入車両によっては養生等による適切な対応を行うこと。

⑤施工時間帯

- ・工事を施工しない日 原則土曜日・日曜日・祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）
- ・工事を施工しない時間帯 原則平日の午後5時から午前8時30分まで

⑥受注者は「都市公園の遊具の安全確保に関する指針（国土交通省最新版）」、「大分県土木工事共通仕様書（最新版）」等に基づき設計及び工事を履行すること。

⑦受注者は、使用する資材について、監督員の承諾を得て速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延のないようにすること。また、設置前に監督員へ連絡し、材料の検収を行うこと。

⑧工事完成写真作成の際は、工程毎に各段階（着手前、完成、施工状況、出来形管理、品質管理、その他）に整理し、工事過程が容易に把握できるようにすること。

⑨土木工事施工管理基準に基づき、出来形管理図表・品質管理図表を作成すること。

⑩遊具等の品質確認検査（部材塗装前の溶接状況、塗装膜厚確認等）及び竣工時の社内検査（出来形確認）の状況写真を提出すること。

⑪現場より発生する建設副産物については、適正に処分すること。

⑫構造上地盤支持力の確認が必要となる遊具については現地確認を行い、不足する場合は必要な措置を講じること。

⑬工事区域は工事関係者以外の出入りがないよう進入防止柵等で封鎖するとともに、工事車両の通行の際は交通誘導員を配置する等安全対策を行うこと。また、周辺施設利用者の安全を第一とすること。

⑭当該整備区域内に設置されている水道設備、電気設備については、遊具等の設置にあたり損傷しないよう注意すること。(参考資料⑤参照)

⑮工事に伴い、既設の公園施設等を破損した場合は、受注者により補修等行うこと。

⑯その他、不明な点については、監督員の指示によること。

3 提案を求める範囲

(1) テーマ

乳幼児から小学生まで幅広い世代のこどもたちが、それぞれの発達段階に応じて「できた」という達成感や挑戦する楽しさを積み重ね、遊びを通して成長を実感するとともに、成長に合わせて繰り返し訪れたい魅力的な遊具広場とし、特に乳幼児を抱える保護者が「初めての公園遊びの場」として安心して選ぶことができるよう、安全性や見守りやすさに配慮した空間構成及び保護者が快適に滞在できる休憩空間や通行人や高齢者も安全に利用できる動線計画を取り入れるとともに、高速道路から視認できる立地特性を活かした公園のシンボルとなる印象的で独創性のある大型遊具を配置するなど、地域のランドマークとしての魅力も備えた提案とすること。

(2) 提案目的物のデザイン・構造・機能など

本要求水準書2(1)「提案目的物に関する事項」を満たすとともに、別に定める評価基準書に示す評価の視点を踏まえ、提案目的物のレイアウトを含むデザイン、構造及び機能について提案すること。なお、安全性、利用動線、維持管理性や耐久性などにも配慮した提案とすること。

4 参考資料

参考資料①（既設遊具図面）、参考資料①-2（遊具アイテムリスト比較表）

参考資料②（アンケート結果）

参考資料③（造成参考図）※各種図面のCADデータが必要な場合は、「実施要領 15 問い合わせ先」まで問い合わせ下さい。

参考資料④（盛土材資料）

参考資料⑤（水道施設図面）